

平成17年度

18年
1月23日~
3月31日

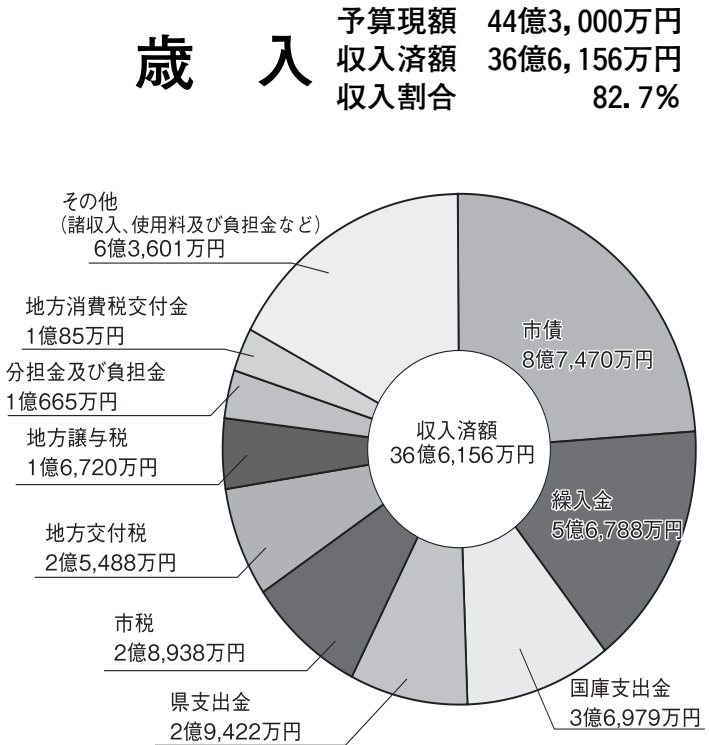
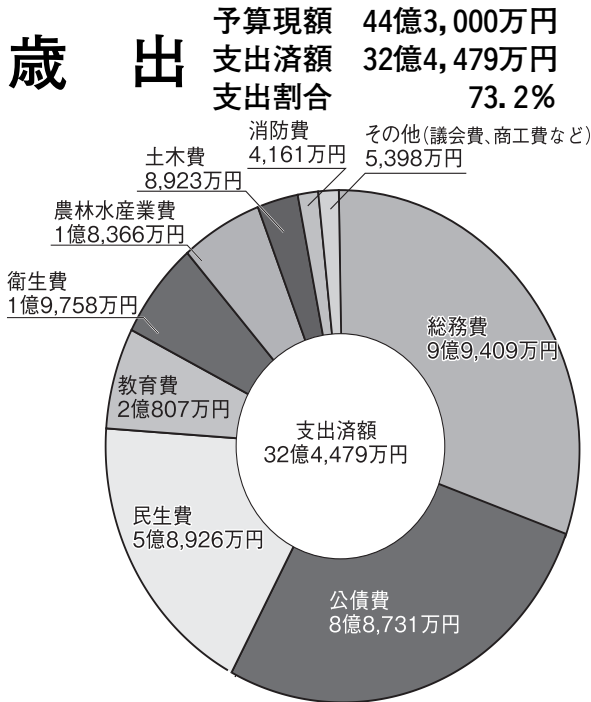
市の財政状況をお知らせします

市では、年2回、条例に基づいて財政状況を公表しています。今回は、5月1日に告示した平成18年1月23日から3月31日までの平成17年度匝瑳市予算の執行状況をお知らせします。なお、市の会計は、5月31日までの出納整理期間があるため、決算額とは異なります。

また、平成17年度旧八日市場市歳入歳出決算および旧野栄町歳入歳出決算は7月号に掲載します。

問財政課財政班 ☎73-0085

一般会計の執行状況



病院事業会計の執行状況

区分	予算現額	執行済額	執行率
収益的	4億8,300万円	収入	4億6,320万円 95.9%
		支出	3億9,332万円 81.4%
資本的	3,371万円	収入	3,019万円 89.6%
		支出	6,712万円 92.6%

特別会計の執行状況

区分	予算現額	執行済額	執行率
国民健康保険特別会計	12億856万円	歳入	8億6,463万円 71.5%
		歳出	7億9,678万円 65.9%
老人保健特別会計	8億7,556万円	歳入	6億8,282万円 78.0%
		歳出	5億3,577万円 61.2%
介護保険特別会計	6億4,378万円	歳入	4億5,403万円 70.5%
		歳出	3億5,259万円 54.8%

基金	
国民健康保険財政調整基金	4億885万円
財政調整基金	5億6,903万円
社会福祉振興基金	5億243万円
ふるさと振興基金	1億4,115万円
減債基金	9,507万円
育英資金貸付基金	608万円
スポーツ振興基金	1億20万円
介護給付費準備基金	1億4,558万円
高額医療費資金貸付基金	711万円
出産費資金貸付基金	700万円
学校施設整備基金	9,341万円
土地開発基金	
土地	3,751.00㎡ 貸付金 1,131万円
現金	2,504万円 預託金 450万円

公債残高	
【普通債】	
総務	10億9,598万円
民生	1億4,932万円
衛生	7億4,758万円
農林水産業	7億4,278万円
土木	44億7,904万円
公営住宅	1億3,176万円
消防	1億314万円
教育	27億6,494万円
【災害復旧債】	
土木	2,140万円
教育	70万円
その他	225万円
【その他】	
市民税等減税補てん債	5億4,685万円
臨時財政対策債	28億6,719万円
臨時税収補てん債	3,215万円
合計	136億8,508万円

市有財産			
区分	土地(㎡)	建物(㎡)	
市庁舎	18,570.00	5,358.38	
行政財産	消防施設	3,130.20	100.90
	その他の施設	10,563.00	3,277.00
	学校	275,285.26	67,275.35
	住宅	43,604.30	10,648.06
	公園	167,494.80	170.48
その他の施設	184,611.63	36,935.33	
その他	5,029.00		
普通財産	宅地	81,053.17	4,853.13
	山林	84,067.25	
	その他	356,299.73	
合計	1,229,708.34	128,618.63	

市県民税に適用される 地方税法が改正されました

地方税法が改正され、平成18年度（17年分所得）から、市県民税の所得割額の「定率減税」が2分の1になり、「生計を同一にする妻」に対する均等割の非課税措置が廃止されます。

また、65歳以上の方を対象とした「老年者控除」と「非課税措置」が廃止され、「公的年金等控除額」が改正されます。

この改正により、今までは市県民税が非課税だった方が、平成18年度からは課税になることがあります。

◆平成18年度（17年分所得）の主な改正点

①「定率減税」が次のとおり引き下げになります

平成17年度まで：市県民税所得割額の15%相当額（上限4万円）を控除 平成18年度：市県民税所得割額の7・5%相当額（上限2万円）を控除 ※平成19年度からは廃止になります

②「生計を同一にする妻」に対する均等割の見直し

市県民税均等割の納税義務を負う夫と「生計を同一にする妻」で夫と同じ市町村に住所を有する方に対する均等割の2分

の1軽減課税が廃止となり、平成18年度から所得金額が一定金額（28万円）を超える方は全額課税となります。

平成17年度（1/2に軽減）：市県民税均等割額2,000円（市民税均等割1,500円・県民税均等割500円） 平成18年度から（全額課税）：市県民税均等割4,000円（市民税均等割3,000円・県民税均等割1,000円）

③「老年者控除」の廃止

平成17年度までは、65歳以上で前年の合計所得金額が1,000万円以下の方に46万円（所得税の場合50万円）の控除が適用されていましたが、平成18年度から廃止されます。

④65歳以上の「非課税措置」廃止

平成17年度までは、65歳以上で前年の合計所得額が125万円（公的年金のみの収入額にすると266万6,667円）以下の方について、市県民税は非課税でしたが、平成18年度よりこの非課税措置が廃止されますので、今までは非課税だった方が平成18年度からは課税になる場合があります。

ただし、経過措置として、前

年の合計所得金額が125万円以下で、平成17年1月1日において65歳以上に達していた方は、次のとおり税額を減額する措置が講じられます。

平成17年度：非課税 平成18年度：市県民税所得割および均等割・税額の3分の2相当額を減額 平成19年度：市県民税所得割および均等割・税額の3分の1相当額を減額 平成20年度：全額課税（経過措置なし）

⑤65歳以上の「公的年金等控除額」の見直し

65歳以上の方に係る公的年金等控除額が引き下げになり、公的年金収入額から所得額への算

平成17年度(16年分)まで		平成18年度(17年分)から	
公的年金収入額(A)	雑所得算出式	公的年金収入額(A)	雑所得算出式
260万円未満	(A) - 140万円	330万円未満	(A) - 120万円
260万円以上 460万円未満	(A) × 75% - 75万円	330万円以上 410万円未満	(A) × 75% - 37.5万円
460万円以上 820万円未満	(A) × 85% - 121万円	410万円以上 770万円未満	(A) × 85% - 78.5万円
820万円以上	(A) × 95% - 203万円	770万円以上	(A) × 95% - 155.5万円

出方法は、左上表のとおりです。

◆市県民税が課税されない方
均等割も所得割も課税されない方V

①生活保護法により生活扶助を受けている方

②障害者、未成年者、寡婦または寡夫で17年中の所得が125万円以下の方

均等割が課税されない方V

・17年中の所得が次の算式で計算した金額以下の方

28万円 × (控除対象配偶者および扶養親族の数 + 1) + 16万8千円

※ただし、控除対象配偶者および扶養親族がない場合は28万円

△所得割が課税されない方V

・17年中の所得が次の算式で計算した金額以下の方

35万円 × (控除対象配偶者および扶養親族の数 + 1) + 32万円

※ただし、控除対象配偶者および扶養親族がない場合は35万円

◆無収入で申告をしていない方

17年中に高齢や無職等により所得がなかった方、扶養されていた方、18歳以上の学生の方も申告書の提出をお願いします。

(国民健康保険税の軽減適用や各種税務証明書基礎資料になります)

問税務課市民税班 ☎73・008
7、野栄総合支所税務室 ☎67・3113

市税等の納付期限

平成18年度の市税納付期限をお知らせします。税金は、国民の基本的な義務であり行政サービスの資金です。納期内の納付をお願いします。なお、納付には安全で便利な口座振替をお勧めします。申込用紙は、市内の郵便局・金融機関、税務課にありますのでご利用ください。

◇市税等の納付期限(口座振替日)

税目 納期	軽自動車税	固定資産税	市県民税	国民健康 保険税	介護保険料
5月	1期 5月31日	1期 5月31日			
6月			1期 6月30日	1期 6月30日	1期 6月30日
7月		2期 7月31日		2期 7月31日	2期 7月31日
8月			2期 8月31日	3期 8月31日	3期 8月31日
9月		3期 10月2日		4期 10月2日	4期 10月2日
10月			3期 10月31日	5期 10月31日	5期 10月31日
11月				6期 11月30日	6期 11月30日
12月		4期 12月26日		7期 12月26日	7期 12月26日
1月			4期 1月31日	8期 1月31日	8期 1月31日

※最終納付期限後の追加課税は随時期限となります。
問税務課納税推進室 ☎73-0087